

島根県大学・高等専門学校図書館協議会会則

平成20年4月25日総会承認
令和5年6月28日一部改正

(名 称)

第1条 本会は、島根県大学・高等専門学校図書館協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、島根県大学・高等専門学校図書館協議会設立に関する協定書（平成20年4月25日締結）に基づき、島根県内の大学・高等専門学校の図書館（以下「大学・高等専門学校図書館」という。）が相互に緊密な連携を保ち、協力して大学・高等専門学校図書館の充実・発展に資することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、本会の目的に賛同する島根県内の大学・高等専門学校図書館をもって構成する。

2 正会員は、1機関をもって1会員とする。

3 前2項に関わらず、島根県外に本部を置く大学が島根県内のキャンパスに図書館を設置している場合において、総会で認められたときは、図書館単位で本会の賛助会員となることができる。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大学・高等専門学校図書館の相互協力の推進
- (2) 大学・高等専門学校図書館に関する調査研究
- (3) 職員の研修（研究会、講習会等）
- (4) その他必要な事業

2 事業の内容については、別に定める。

(幹事館)

第5条 本会の運営を行うため、幹事館を置く。幹事館の長（以下「幹事館長」という。）は、会務を総括し、本会を代表する。

2 幹事館は、総会で互選し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総 会)

第6条 本会は、隔年で総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は、幹事館長が召集し、その議長となる。

- 3 総会は次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画に関すること
 - (2) 幹事館の選出に関すること
 - (3) 会則及び細則の制定、改廃に関すること
 - (4) その他、本会の事業及び運営に関すること
- 4 総会の構成員は、正会員館の長（各機関を代表する図書館の長1名）とする。ただし、同一機関内に会員館の長が属する図書館以外の図書館がある場合は、その館の長が代理出席することができる。
- 5 総会は、構成員またはその代理出席者の3分の2以上の出席により成立する。
- 6 総会の決定は、満場一致によるものとする。

(実務者会議)

- 第7条 本会は、必要に応じて実務者会議を開催することができ、原則として総会を開催しない年に開催するものとする。
- 2 実務者会議は、本会の事業及び運営に関して直面する実務的課題等について協議するものとする。

(委員会)

- 第8条 本会に、必要に応じて委員会を置くことができる。
- 2 委員会の組織・運営等は別に定める。

(会計)

- 第9条 本会の運営に必要な経費は、必要に応じて会員館において分担するものとする。

(事務局)

- 第10条 本会の事務局は、幹事館内に置く。

(その他)

- 第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

附則

- 1 この会則は、平成20年4月25日から実施する。
- 2 この会則の施行後最初に選出される幹事館の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附則（令和3年7月9日一部改正）

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和5年6月28日一部改正）

この会則は、令和5年6月28日から施行する。